

## 調査報告書【概要版】

本報告書は、令和6年3月12日に当該学校長から提出のあった報告書を基に、本市の公表ガイドラインに従って、習志野市いじめ問題対策委員の確認のもと、事務局が公表のための概要版として作成したものである。

### 1. 事案の概要について

#### いじめ防止対策推進法第28条第1項、第2号該当事案

対象生徒（以後、Aという）は令和5年度1学期に同じ学級の生徒1名から暴言と暴力を受けた。また、Aが同じ学級の別の生徒数名から悪口を言われているように感じるがあった。これらのことにより、1学期の途中から登校ができない状況となった。本事案がAに与えた精神的苦痛は計り知れず、本件はいじめ重大事態に該当する。

### 2. いじめの定義等

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものである。

本事案は、上記のいじめ防止対策推進法第2条第1項の定義に則り、いじめ行為を調査、認定したものである。

### 3. いじめ行為の認定について

- ・令和5年度1学期に、Aが生徒1名から暴言と暴力を受け、生徒数名からのAに対する悪口と感じられる等の行為を受けた。

### 4. 学校等の対応について

令和5年度、学期初めに、Aと同じ学級の生徒（以後、Bという）との間でトラブルが起きた。休み時間に教室のロッカー付近において、Aが自分の荷物をとろうとしていたところ、Bから「どいて」と言われ、ぶつかられた。Aがカバンのチャックを閉めた際に、偶発的にAの肘がBにあたってしまった。AはすぐにBに謝ったが、Bからわき腹を2回殴られた。事案発生後、学級担任が事実確認を行った。その際に、事案発生以前からAがBから叩かれたり無視をされたりする等の嫌がらせを受けていることも分かった。それらのことに対し、BはAに謝罪した。また、Aは同じクラスの別の複数の生徒からAの名前についてからかわれていると感じたり、Aのことを笑い、悪口を言われていると感じたりすることがあり、それらの不安から登校ができない状態になった。

学校は、休み始めたAの心のサポートとして、学級担任やスクールカウンセラーによる面談を実施するとともに、校内適応指導教室の活用を勧めるなどの対応を行った。Aへのカウンセリングの際に、登校できない理由が、上記の内容が要因となっていたことが分かり、学校は関係生徒への聞き取りを行った。聞き取りでは、関係生徒は、Aの名前をからかった行為については覚えていないが、そのことが理由でAが登校できなくなったのであれば大変申し訳ないことをしたと述べた。悪口についても確認することはできなかった。

学校は、年度当初に起きたAとBとの事案についての事実の確認はできている。からか  
いや悪口についての事実の確認はできなかったものの、Aがからかいや悪口を言われて  
いると感じ、所属教室に入ることが怖いと思う状況になったことから、Aがいじめを受け  
たと認定した。

学校は、2学期以降、本事案に関することを含めて、Aが心身への苦痛を感じていない  
ことを確認している。Aは進級後、登校し、学級に入ることを目標としており、Aの健やかな  
成長と安心して学校に通うための支援を継続して組織的に行っていく。

## 5. 今後の再発防止について

学校は、担任や学年職員を中心として、年度当初に発生した事案やAからの訴えに対し  
て、適宜適切な対応に努めた。しかし、Aが学級に入れなくなり、長期にわたり登校できな  
い状況になってしまった。学校が生徒への理解を早期に深めておけば、年度当初に発生し  
た問題に対して、きめ細かにAの気持ちのケアを行うことができ、現在も学級に通えていた  
可能性がある。以上のことから、今後のAおよびBへの支援と同種のいじめ事案の再発防  
止に向けて以下の取組を行う。

- (1) 次年度の学級編制に配慮する。
- (2) Aへの支援として、Aの気持ちに寄り添いながら、柔軟な適応指導教室の活用とカウ  
ンセリングを継続し、友人を中心として同級生と円滑なコミュニケーションが取れるよう  
なサポートを行う。
- (3) Bに対して、良好な人間関係作りのための指導と支援を継続的に学年職員全体で行  
う。また、学校とBの保護者と連携を強化する。
- (4) 学校職員への適切な生徒指導問題への対応能力の向上を図るため、生徒指導や教  
育相談に関する校内研修を実施し、学校職員に対して、本事案の教訓を生かし、同様  
の事案の発生を防ぐとともに、発生した場合には、迅速で適切な初期対応が行えるよう  
研鑽を積む機会を設ける。

## 6. 調査主体と組織

### (1) 調査主体

学校を主体とした調査

### (2) 構成メンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、研究主任、学年主任、学年生徒指導担当、  
学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、教育相談担当

### <指導助言>

習志野市いじめ問題対策委員  
習志野市教育委員会指導課職員